

令和2年3月25日招集

## 第3回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和元年第3回狭山市農業委員会総会

---

令和2年3月25日(水曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
  - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後3時00分

---

本日の出席農業委員 12名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉(早退)	

(本日の欠席委員 1名)

荒井英郎

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	松村享子	

(本日の欠席推進委員 1名)

小谷野義則

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主査 増島知子

事務局 定時になりましたので、これより第3回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 農業振興地域整備計画変更申出書
- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料
- ・資料4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願（写）

席上に配付しました

- ・資料5 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・冊子「のうねん」
- ・狭山工業団地拡張地区の概要

となります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第3回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 （会長の挨拶）総会終了後、柏原及び水富地内の土地区画整理について研修を行います。

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議長 只今から、第3回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号11番 荒井委員につきましては欠席の届出が、議席番号14番 小口委員につきましては、本日の総会を早退する旨の届出が、また、柏原地区農地利用最適化推進委員小谷野委員につきましては欠席の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号3番 諸口委員と4番 古谷委員にお願いいたします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「狭山市農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1（狭山市農業振興地域整備計画変更の説明）

議 長 説明が終わりました。地域の委員さんにつきましては現地の確認や状況等いかがでしょうか。

落合委員 堀兼地区につきましては、除外もやむなしと思います。

諸口委員 加佐志地区につきましては、長いこと使っていない畑なので、転用しても支障ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

質疑を受け付けます。

（質疑なし）

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

農業振興課の案件は、終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。ご苦労様でした。

次に議案第2号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。

各地区推進委員の活動報告並びに農用地利用集積計画（案）について説明を求めます。

なお、整理番号2、3、5、6番については、事務局から説明願います。

粕谷委員 農地を回りました。市民会館近くにお茶の木が野木になっているお宅がありました。持ち主宅に訪問した所、すでに処理を依頼しているとのことでした。

議 長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 耕作できていない人と話をしました。今後どうしたらいいのかという話になりました。

今回の利用権設定案件につきましては、精農家であります。

議 長 続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 3月10日、農道に土がたまっていてどうにかならないかというご相談が事務局よりありました、自分は不在でしたが、田口委員にお願いしたところですが、変電所の入り口に草がひどいところがあるのですが、平日と日曜日の2回伺ったのですが、不在でしたので連絡票を入れましたが連絡がありません。木が農道にはみ出して邪魔になっているということで、今月2回伺いましたが、切ってもらえそうにありませんのでご報告いたします。

議 長 続いて、堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 持ち場の地域を回りました。所有者が入曽の方で、家庭菜園にして貸している方なのですが、隣接している道路のわきに車を2台常時駐車しているのと、鉄骨を組んで資材置き場のようにしています。

議 長 続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

平本委員 委員会より是正通知の出ているところは草がきれいに刈られていました。暖かくなり草が伸びてきましたが、新たな放棄地は確認されませんでした。奥富地域の案件について、工事は終わっているが、工事により傷んだ道路の是正がされていない箇所があります。土埃の粉塵の問題についても環境に配慮してほしいと思います。洗濯物が干せないとの声が出ています。

議 長 次に松村推進委員、お願いします。

松村委員 3月8日に広瀬地区を見てきました。荒地の田んぼに面したアパートから苦情が来ているので、所有者宅に訪問しましたが、80歳を超えているので管理できないと、断られてしまいました。

議 長 次に渡邊推進委員、お願いします。

渡邊委員 青柳地区を巡回しました。2年前から懸案だった、梅の畑の下草がきれいになりました。利用権設定の案件は、前から使っている方なので問題ないかと思えます。今の堀兼地区は、農道を整備しないと借り手がつかないと思います。

議 長 次に、お手元の資料にあります、農地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定2番3番につきましては関係があるので、一括説明いたします。受け人は所沢にお住いの方で、ねぎを栽培している方で、平成29年12月5日付で、狭山市の認定農業者になっています。該当の土地は水野の本堀で使用貸借権設定をすることになりました。

続けて5番6番につきましてご説明させていただきます。こちらは元々上赤坂の農業法人に貸していた案件ですが、解約いたしまして、円滑化事業として、この度改めて賃貸借権設定を行うものです。

7番については、昨年11月に議決を得て、3条許可になった案件です。その後、利用権設定による特例を受けたいという相談があり、11月の許可を一旦取消後、改めて利用権設定での申請となりました。

渡し人については所得税の800万円の控除、登記については農業委員会が行うこととなります。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑はございますか。

無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字平塚260番、地目は畑、地積は823㎡です。

現在は耕起中となっています。許可後は野菜の作付けを予定しています。

申請者譲受人は、狭山市上奥富に居住する農業者で、総耕作面積は、34,842㎡です。

細田委員 その内訳としましては、所有面積で田が6,811㎡、畑が2,185㎡、計8,996㎡、借入面積は25,846㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに  
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小林委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市沢855番の1、地目は畑、地積は合計424㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適

- 小林委員
- ・ 周辺農地への影響は なし
  - ・ 代替性は 適
  - ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に進達します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字三芳野615番の1、地目は畑、地積は合計2,312㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。申請者は、法人で、事業計画者は東京都新宿区で分析機器の製造販売を行う法人です。転用目的は、駐車場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

議長 (質疑なし)

質疑は無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に進達します。  
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字下原97番の1、ほか1筆、地目は畑、地積は352㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし

- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、所沢市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に進達します。  
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字台43番5、地目は畑、地積は428㎡です。

農地区分につきましては、



- 諸口委員
- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
  - ・ 500 m 以内に2つ以上の公共施設がある はい
  - ・ インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
  - ・ 駅、インターチェンジから300 m 以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。  
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に進達します。

次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市大字下奥富字弁天通1467番地ほか1筆、地目は田、地積は合計3,908㎡です。  
農地区分につきましては、

- ・ 10 ha 以上の集団性がある いいえ
- ・ 500 m 以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300 m 以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、豊島区で砂利採取の事業を行っている法人です。転用目的は、表土置場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあ

細田委員 たり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 あり

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 今回の案件ですが、過日の農業委員会におきまして市道について危惧していた意見が出ましたが、何かありますか。

細田委員 道が直していないので、不安もあります。道が荒れている時に1回業者と会って、直してくださいと申し入れましたが直っていません。それ以降業者と会っていないので進展がありません。

事務局 今回の通路及び表土置場は前回と同じ所を使うようになっていると思います。若干沈んだところについては、最後にまとめて直すとのことでした。今後、さらに沈むようであれば、事務局に通報ください。事業計画者や市のしかるべき所に話をします。工事終了後には、完了報告書を提出することになっていますので、そこで是正することもできます。

議長 過去に埋め立てた土は、畑の耕作には適した内容ですか。

細田委員 表土は元に戻すので問題ないです。中も悪質なものは無いと思います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、3,000㎡を超える案件なので、埼玉県農業会議常設審議委員会に諮り、その意見と共に県へ進達します。

次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字弁天通1439番地ほか1筆、地目は田、地積は合計12,820㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ

細田委員 ・インフラの整備が進んでいる いいえ

・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、豊島区で砂利採取の事業を行っている法人です。転用目的は、砂利採取です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 あり

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、3,000㎡を超える案件なので、埼玉県農業会議常設審議委員会に諮り、その意見と共に県へ進達します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市下奥富字西川原2466番ほか2筆、地目は畑、地積は合計2,900㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、農地改良です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

細田委員 理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

宮岡委員 農地改良とのことですが、事業計画者はどのような方ですか。

事務局 申請を受け付けた時に、中央のアパートにお住まいの方が改良工事をして、農地を肥培管理できるのか疑問でしたので、本人に事情聴取しました。その中で、住所は中央ですが実家は奥富で、農機具も奥富にあり、母と伯父と作付けも行っており、市場に品物を出しているとのこと市場への出荷表を見せていただきました。そのようなことから、今後も農業をすることが伺えました。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に進達します。

次に、整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号4整理番号8について審査結果を報告します。

申請地は狭山市柏原字小山ノ上1253番4、地目は畑、地積は910㎡のうち94.30㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市の組合法人です。転用目的は、道路用地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

久保田委員 ・代替性は 適  
・目的実現性は 適  
・復旧の確実性 あり

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に進達します。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題とします。

整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 (議案第5号の説明)

議 長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。  
(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします  
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。

農地法第3条、4条、5条に規定の届出につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 法第3条届出→相続2件、全5筆、計6, 962㎡。

法第4条届出→全2筆、計112㎡。

法第5条届出→全7筆、計23, 180㎡。

議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。  
(質疑なし)

質疑は無いようです。

その他、事務局からなにかありますか。

事 務 局 (入間地方協議会の狭山・入間地区選出役員について)  
(人事異動について)

議 長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

議 長 （質疑なし）

質疑は無いようですので、これをもちまして、第3回狭山市農業委員会総会を終了します。

この後、10分程休憩を挟み、研修会を行いますので、よろしくお願ひします。  
ご協力ありがとうございました。